

# 平成25年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	4番	川 島 功 士
副 議 長	1番	尾 関 俊 治
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	間 宮 聡
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	足 立 茂 樹
総 務 部 長	川 部 時 文

企画環境経済部長	大橋雅文
住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	杉山佐都美
企画課長	堀仁志
教育文化課長	奥村智彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	古田裕子
主任	亀井昭宏

1. 議事日程（第1号）

平成25年3月5日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第3号議案 笠松町多目的運動場条例について
- 日程第6 第4号議案 笠松中学校新屋内運動場建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第7 第5号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第6号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第7号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第10 第8号議案 平成24年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 平成24年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第13 第11号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第12号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第13号議案 平成24年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第14号議案 平成25年度笠松町一般会計予算について
- 日程第17 第15号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第18 第16号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 第17号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第20 第18号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 第19号議案 平成25年度笠松町水道事業会計予算について

開会 午前10時00分

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成25年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川島功士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 古田 聖人 議員

7番 岡田 文雄 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（川島功士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（川島功士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（浅野薫夫君） おはようございます。

監査委員より、24年度1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。以上です。

○議長（川島功士君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第1号報告及び日程第5 第3号議案から日程第21 第19号議案について

○議長（川島功士君） 日程第4、第1号報告及び日程第5、第3号議案から日程第21、第19号議案までの17議案を一括して議題とします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（古田裕子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第1号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成25年3月5日報告、笠松町長 広江正明。

記1. 平成25年2月12日専決。自動車事故に係る損害賠償の額。

第3号議案 笠松町多目的運動場条例について。

笠松町多目的運動場条例を次のとおり制定するものとする。平成25年3月5日提出。

次に、8ページをお開きください。

第4号議案 笠松中学校新屋内運動場建設基金条例を廃止する条例について。

笠松中学校新屋内運動場建設基金条例（平成20年笠松町条例第24号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年3月5日提出。

第5号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員等の旅費に関する条例（昭和37年笠松町条例第11号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年3月5日提出。

第6号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について。

笠松町税条例（昭和30年笠松町条例第24号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年3月5日提出。

第7号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約を次のとおり制定するものとする。平成25年3月5日提出。

第8号議案 平成24年度笠松町一般会計補正予算（第9号）。

平成24年度笠松町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,978万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,138万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成25年3月5日提出。

次に、32ページをお開きください。

第9号議案 平成24年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成24年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,461万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,320万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出。

次に、42ページをお開きください。

第10号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,086万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億27万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出。

次に、46ページをお開きください。

第11号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,833万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,141万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出。

次に、54ページをお開きください。

第12号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,056万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,378万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成25年3月5日提出。

次に、61ページをお開きください。

第13号議案 平成24年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成24年度笠松町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度笠松町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、

次のとおり補正する。

収入、（科目）第1款 水道事業収益、（既決予定額）2億2,256万8,000円、（補正予定額）176万3,000円、（計）2億2,433万1,000円。

（科目）第2項 営業外収益、（既決予定額）1,341万5,000円、（補正予定額）176万3,000円、（計）1,517万8,000円。

支出、（科目）第1款 水道事業費用、（既決予定額）2億2,256万8,000円、（補正予定額）176万3,000円、（計）2億2,433万1,000円。

（科目）第1項 営業費用、（既決予定額）2億958万6,000円、（補正予定額）176万3,000円、（計）2億1,134万9,000円。平成25年3月5日提出。

次に、別冊、平成25年度羽島郡笠松町一般会計予算書の1ページをお開きください。

第14号議案 平成25年度笠松町一般会計予算。

平成25年度笠松町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億9,380万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成25年3月5日提出。

次に、別冊、平成25年度笠松町国民健康保険特別会計予算書、ほか4特別会計予算書の1ページをお開きください。

第15号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計予算。

平成25年度笠松町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億3,249万3,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成25年3月5日提出。

次に、6ページをお開きください。

第16号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算。

平成25年度笠松町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,527万3,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成25年3月5日提出。

第17号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計予算。

平成25年度笠松町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,646万3,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成25年3月5日提出。

次に、14ページをお開きください。

第18号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計予算。

平成25年度笠松町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,953万9,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成25年3月5日提出。

次に、18ページをお開きください。

第19号議案 平成25年度笠松町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成25年度笠松町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数8,279戸、(2) 年間総給水量253万3,374立方メートル、(3) 1日平均給水量6,941立方メートル、(4) 主要な建設改良事業 第4水源地の電気設備等の更新。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款 水道事業収益2億2,130万2,000円、第1項 営業収益2億415万6,000円、第2項 営業外収益1,714万6,000円。

支出、第1款 水道事業費用2億2,130万2,000円、第1項 営業費用2億1,632万3,000円、第2項 営業外費用447万8,000円、第3項 特別損失1,000円、第4項 予備費50万円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,051万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,757万9,000円、当年度分損益勘定留保資金9,129万6,000円、減債積立金1,600万円、建設改良積立金7,000万円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,564万4,000円で補填するものとする。)

収入、第1款 資本的収入1億996万2,000円、第1項 工事負担金996万2,000円、第2項 企業債1億円。

支出、第1款 資本的支出3億5,048万1,000円、第1項 建設改良費3億3,437万8,000円、第2項 企業債償還金1,610万3,000円。

(企業債) 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、第4水源地水源施設改良事業。限度額、1億円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、4.0%以内。償還の方法、政府・公庫資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都

合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借りかえすることができる。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費1,656万円。

(たな卸資産の購入限度額) 第8条、たな卸資産の購入限度額は500万円と定める。平成25年3月5日提出。

○議長(川島功士君) 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長(広江正明君) それでは、平成25年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げます。

さきの衆議院選挙で誕生した新政権が掲げた経済再生施策により、長く低迷を続けてきた我が国の経済は、デフレ脱却を明確に提示したことにより、円安や株高が進み、海外市場を相手とする製造業を初めとした大手企業に業績回復の兆しが見え始めております。また、国においては、緊急経済対策として、先般成立した大型補正予算とあわせ、25年度予算を15カ月予算として位置づけ、大規模な公共事業の創出による地域経済の活性化対策にも重点を置いている状況であります。

その一方、財政健全化の目標を見据え、財政収支の着実な改善を図ることとし、歳出の適正化や見直しにも努めるものとしています。

このような社会経済状況のもと、地方への景気回復の波及はいまだあらわれず、当町の歳入において、町税収入の早急な大幅増加が見込める状況ではありません。歳出においても、社会保障関連経費などの義務的経費、中でも大型設備投資による公債費が今後一段と増加していくことが見込まれるなど、町財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

これらのことを踏まえ、増加する行政需要に対し、施策ごとに緊急性、優先性、有効性を見きわめ、限られた財源を重点的かつ効率的に配分するとともに、さらなる行財政改革を進め、歳出の適正化を図り、健全財政の堅持に努めることが私の責務であると考えております。

それでは、新年度の予算編成に關しましての考え方について御説明をいたします。

当初予算編成に当たり、当町も国の緊急経済対策に歩調を合わせ、当初予算事業の一部を前倒して進める補正予算と一体的な編成で15カ月予算となるよう取り組むなど、切れ目のない

事業の推進のもとに、住民生活及び地域経済の活性化を図ってまいります。

また、徹底した経常経費の削減と適切な事業の見直しにより財源を確保し、将来の財政負担に備えた財政の健全性の維持に加え、住民生活にかかわる課題に対する的確な対応や行政サービスの質の向上と、将来の発展を担う大規模事業への投資を両立させたバランス重視の予算編成といたしました。

とりわけ第5次総合計画の将来像達成のため、6つの基本方向にあって、「生涯にわたって楽しく学べるまち」「人がつどう活力あふれるまち」「安全で安心して暮らせるまち」の3つの項目に重点を置いて取り組むものとし、緊急性が高く、必要不可欠な施策を展開するとともに、住民生活の根幹をなす社会基盤整備もこれまで以上に積極的に進め、当町の明るい未来の創出に邁進をいたします。

これらの方針をもとに編成した平成25年度の歳入歳出予算額は、一般会計64億9,380万円、国民健康保険特別会計26億3,249万3,000円、後期高齢者医療特別会計2億1,527万3,000円、介護保険特別会計15億3,646万3,000円、下水道事業特別会計9億3,953万9,000円、水道事業会計5億7,178万3,000円、合計123億8,935万1,000円となり、総額につきましては、前年度と比較して6.12%の増となりました。このうち一般会計については、前年度比4.79%の増となり、過去10年で最も規模の大きい予算編成となっています。

また、医療費の増加により国民健康保険特別会計については5.66%、後期高齢者医療特別会計については1.96%、介護保険特別会計については3.84%の増となっています。また、下水道事業特別会計は1.72%の減、水道事業会計では、水道事業経営計画に基づく施設改修等により68.46%の増となっています。

それでは次に、新年度の主な事業について、総合計画基本方向のうち、特に重点的に取り組む3つの項目について御説明を申し上げます。

初めに、「生涯にわたって楽しく学べるまち」として、誰もが自分らしく学び、活動できる環境づくりを進め、学校教育や社会教育の環境充実を図ってまいります。中でも道德教育の推進につきましては、住民の主体性を尊重し、笠松町で育まれた歴史や伝統を受け継ぐ理念として、地域全体に「道德のまち笠松」が浸透できるよう引き続き事業を進めてまいります。

また、町の未来を担う子供たちが、今後ますます高度化していく情報化社会に対し、主体的に対応できるよう、各小中学校の情報教育環境の向上を図ってまいります。さらには、年々増加傾向にある、授業等において支援が必要となる児童生徒に対応し、担任教諭に加え非常勤講師や教育支援アシスタントの配置を充実させることにより、きめ細やかな教育環境の確立を推進してまいります。

中学校新屋内運動場建設事業では、前倒し実施による事業とあわせ、各種関係備品の整備により、計画どおり平成26年2月完成と利用開始を目指します。

スポーツに取り組める環境づくりとして、老朽化している町民運動場や緑地公園内テニスコートを計画的に改修し、住民のスポーツニーズへの対応を高めるとともに、この3月に完成を予定している多目的運動場（サッカー場）の運営をスタートさせ、県内有数のサッカー場となるよう広くアピールをし、新たなまちづくりのツールとして活用し、あわせてF C岐阜の支援も行ってまいります。

次に、「人がつどう活力あふれるまち」として、地域の資源を生かし、多様な産業により活力を生み、みんなが生き生きと活躍できる地域づくりを推進してまいります。木曾川の雄大な自然を生かし、みなと公園を起点とし、24年度に一部開通したサイクリングロードは、蘇岸築堤記念碑公園の拠点化整備着手を含め、計画に即し、河川環境楽園へ向けた整備を進めます。また、施設が老朽化している運動公園を多様化する利用者ニーズに対応し、緑豊かで災害時の防災拠点等としても活用できる都市公園としての改修整備に着手いたします。

これらの環境整備は、町民のレクリエーション利用の促進及び健康の増進と、町内外より人々が集う交流拠点となることが期待されます。さらに、町の発展につながる地域の活性化に向け、産業振興支援として、町内企業や新たに参入される企業に対しての支援を続けるとともに、町内に居住する方や、町外から転入する方の住宅取得に対して助成をする定住促進事業も同様に継続をしてまいります。

また、平成25年度から住宅用の太陽光発電システムの設置整備に対し補助金を交付し、地域における地球温暖化対策及び環境に配慮した自然エネルギー導入を推進するとともに、環境保全意識の高場を図ってまいります。加えて、町の大きな観光資源である木曾川を活用し、人々の交流を図るEポートをより地域に密着したものとするため、地域住民を対象としたインストラクターの養成に努めるほか、パートナー事業を活用した「ふるさとかさまつ宅配便」による地元特産品のPRなど、多様な産業が活力を生み、地域資源を生かした魅力あるまちづくりの創造を図ってまいります。

3つ目に、「安全で安心して暮らせるまち」として、住民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを進め、地域と連携した防犯体制や交通安全対策を実施してまいります。

初めに、2月に県が発表した東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果により、当町の想定震度最大値が震度6強に引き上げられ、これまで以上に地域防災の重要性が増す状況であります。そのような中、災害時救援物資備蓄を継続していくとともに、放射性物質の拡散を計測する線量計や避難所マットなど、防災備品の整備に加え、災害時に有力な情報伝達手段となる防災行政無線の屋外子局については、デジタル化への移行を進めるため、各種調査や設計等に着手をし、災害時の対策強化を推し進め、住民の安全確保に努めてまいります。なお、一般木造住宅耐震化助成事業も引き続き実施をしてまいります。

また、快適な住環境の整備と同時に、機能的な都市基盤の向上に資する道路網の整備を計画

的に推進するとともに、羽島用水パイプライン上部利用事業については、事業の効率性を図るため、昨年に引き続き羽島署木曾川橋線交差点までの歩道設置を進めるなど、交通安全対策の強化にもつなげてまいります。

さらに、ゲリラ豪雨などの水害対策として、昨年より進めている笠松町流域関連公共下水道雨水計画を継続させ、効率的な排水路改良事業による災害に強いまちづくりを進めてまいります。

かねてより懸念しておりました適正に管理されない空き家等に対し、町による助言指導や行政代執行を規定した空き家等の適正な管理に関する条例が、県内はもとより、東海地方の他の自治体に先駆け4月より施行されることにより、生活環境の安全と防犯のまちづくりを押し進め、地域住民の安全で安心な生活を確保することを目指します。

以上、私の所信の一端と第5次総合計画のもとに、『「ひと・まち・自然」輝く故郷の創造』に向け、平成25年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従いまして、順次その理由、内容等について御説明をいたしますので、慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告1件、笠松町多目的運動場条例ほか3件の条例案件4件、羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議1件、平成24年度一般会計ほか5件の補正予算6件、平成25年度一般会計ほか5件の予算6件、以上、報告を含め18件であります。

詳細につきましては、副町長より説明をいたさせますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川島功士君） 提案理由の途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

間宮副町長。

○副町長（間宮 聡君） それでは、本定例会に提案をさせていただいた案件を順次御説明申し上げます。

まず、議案の1ページから2ページにわたります第1号報告であります。専決処分の報告についてであります。

この案件は地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定された損害賠償の額の決定について専決処分をいたしましたので、これを報告するというものであります。

今回の専決は、本年2月12日に専決をした自動車事故に係る損害賠償の額でございます。金額は64万5,542円というものであります。

事故の内容は、議案の中にも示してございますが、平成24年7月20日、岐阜市柳津町東塚地内の片側3車線道路において、反対車線の信号待ちにより停車中の直進の車両、この間を抜けて右折しようとした際に、左折車線を進行してきた車両と衝突をしたというものでございます。過失割合は9対1ということで、町側の過失が9ということで対応をさせていただきました。

なお、この費用につきましては、全国自治協会の自動車損害共済保険で対応をさせていただきます。

続いて、議案の3ページから7ページにわたります。また議案資料では1ページに資料として提示してございます第3号議案 笠松町多目的運動場条例についてであります。

本条例は、多目的運動場、人工芝の新規整備と既存の多目的運動場、天然芝でございますが、こちらの全面補修に伴いまして、新たに条例を制定するというものであります。

この内容は、新たな料金設定を行うとともに、より効率的な管理運営を行うために指定管理者制度を導入すると、このような規定等々、設置管理に関して条例を設定するというものでございます。内容は18条立ての条例でございます。

まず体育施設の名称等につきましては、これまで多目的運動場、天然芝部分でございますが、これを2つにするということで、これまでの天然芝につきましては、多目的運動場Aと規定し、現在整備を進めております人工芝のサッカー場については、多目的運動場Bとして規定をさせていただきました。

使用料につきましては、まず天然芝のAにつきましては、従来どおり1時間1,200円とすると。人工芝の多目的運動場Bにつきましては、1時間1,000円、これを新規設定させていただきます。

なお、人工芝の多目的運動場につきましては、夜間照明施設、あるいはトレーラーハウスが備えつけてあります。これらの使用については、夜間照明については1時間2,000円、トレーラーハウスについては1回1,000円というような規定でございます。

なお、町外者に対しては10倍の利用料金とするということで、町内者、町外者とも利用ができる施設になっております。

また、指定管理者が定めるものとして、サッカー協会所属のもの等については、こういう団体を想定いたしておりますが、その場合は2倍の利用料金というようなことを考えております。サッカー協会は、国あるいは県からはこの施設整備のための補助金の交付を受けているというようなことで、多少優遇をするというものであります。

また、指定管理者制度の導入につきましては、多目的運動場A・Bとも2つの運動場を対象にいたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、指定管理者による管

理を行うことができるように条例の中では規定をさせていただいております。

なお、附則では、従来の笠松町体育施設条例の中に多目的運動場については規定がなされておりますが、この新条例の制定に伴いまして、旧条例の中から多目的運動場の規定を削除するというようなことを附則の中で規定いたしております。

なお、指定管理者制度を導入した場合、使用者は指定管理者に利用料金を納付するというような考え方でございます。

なお、この条例につきましては、本日直ちに先議をしていただきたく思っています。条例制定後、指定管理者の申請、あるいは選定、仮協定書の締結等を行いたいと考えておりますので、提案説明後、先議をお願いすると。また、この議会再開後、指定管理者が決定すれば、それに係る議決を得るために議案を提案させていただきます。

続いて8ページです。

第4号議案 笠松中学校新屋内運動場建設基金条例を廃止する条例であります。

こちらは、笠中の新屋内運動場建設に関しまして、さきの臨時会で予算措置をさせていただきました。建設に当たっては、基金を全額取り崩し財源に充てるということから、今年度末、基金残高がゼロになるという考え方でありまして、また、今後、4月1日以降、建設に係る寄附があった場合につきましては、基金には積まず、直接事業充当するというようなことから、この基金が不要になるということで、基金条例を廃止するものでございます。

施行期日は、本年4月1日からであります。

続いて議案の9ページ、議案資料では2ページでございますが、第5号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、議会の本会議においても公聴会を開き、利害関係を有する者や学識経験者等から意見を聞くことができるとされたことに伴いまして一部改正をします。また、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるとされたことに伴いまして、これら本会議の証人等の旅行をした者に対して実費弁償としての旅費を支給することとするため、所要の規定整備を行うというものであります。

もう1点、これまでも議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、証人等を招致することができるため、旅費の支給対象となっておりますが、今回の地方自治法の一部改正に伴いまして同法の規定を引用している条項に変更が生ずるということで、それらの所要の規定整備を行うというものであります。

施行期日は、本年の4月1日からでございます。

続いて議案の10ページ、議案資料では3ページに記載がございます第6号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人

特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律によりまして、地方税法第18条の4の行政手続法の適用除外に関する規定が改正をされたということで、これに伴いまして所要の規定整備を行うというものであります。

内容では、町税に関する処分については、これまで笠松町行政手続条例第2章、申請に対する処分と、第3章、不利益処分に係る規定の適用が全部除外されていたところではありますが、今回の地方税法の改正によりまして、その一部が対象とされたことを受け、町税に関しましても、申請に対する処分を拒否する場合や不利益処分をする場合には、行政手続条例第8条の申請の拒否に対する理由の提示、または第14条の不利益処分に対する理由の提示の定めるところにより、その処分をした理由について提示しなければならないとするものでございます。

申請に対する処分としましては、更正の請求、あるいは徴収猶予の申請、減免申請などを拒否する場合。もう1つの不利益処分につきましては、督促処分、差し押さえ処分、公売処分などをする場合に対応します。

なお、施行期日は公布の日からでございます。

続いて議案の11ページ、議案資料で4ページに記載されております第7号議案 羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてであります。

こちらは現在、羽島市と岐南町と笠松町、その3団体で共同設置をいたしております羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会の規約に関して、規約内で引用いたしております法律名が変更になりました。その変更に伴い、規約の一部変更が必要となってきたということで、地方自治法第252条の7第2項の協議について議会の議決を求めるというものであります。

引用しておりました法律名は、障害者自立支援法という名称でございましたが、その名称が変更されたということで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というような法律名に変更するというものであります。

施行期日は、本年4月1日からであります。

続いて、議案の12ページから31ページにわたっております第8号議案 平成24年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は8,978万9,000円を減額する補正でございます。内容的には、事業完了等に伴う不用額の精算等に係るもの、また国・県補助金等の交付額の決定に伴う歳入の補正及びその財源充当を行う内容のものが大半をいたしております。

以下、新たな要因による補正、あるいは金額の大きな補正等を主に御説明をいたします。

まず、24ページの歳出から御説明をいたします。

2款の総務費、1項の総務管理費、3目の財産管理費であります。こちらでは平成25年1月から庁舎の電力調達先を変更したことに伴いまして、旧会社 —— これは中部電力であります —— と新会社の電力料金の検針期間の相違の関係で、本年度の支払い回数が1回ふえると

というようなことに伴いまして、既存の電気料金の予算が不足するというので、今回光熱水費として68万1,000円を増額させていただいております。

以下、今回9施設でこのような切りかえを行ってまいりましたので、それぞれの予算の中で、余裕のない予算の科目では同じような形で増額をする分がございます。また、後ほど関係するところは御説明いたします。

もう1点は、庁舎の大規模改修工事でございます。建築工事、あるいは電気設備工事、機械設備工事に係る設計委託につきまして、さきの議会におきまして、前回耐震補強工事の設計委託料の予算を議決していただきました。これとあわせて実施するというので、今回大規模改修分について設計委託料を448万5,000円計上させていただいております。

なお、これと前回の耐震補強工事の委託料と合わせて922万2,000円になりますが、同額を繰越明許費で変更いたしまして、25年に当たっての事業となります。

もう1点、ボランティア団体のなごみの会から、昨年12月に指定寄附3万円がありました。松枝みなみ会館の整備に使ってくださいというような形で寄附を受けましたので、今回みなみ会館の施設整備に関する工事の財源に充当するというような財源補充の充当の補正でございます。

続いて8目の諸費でございます。こちらでは平成25年度生活交通ネットワーク計画において、維持確保が必要とされたバス路線、これは岐阜から川島に向かっております岐阜乗り合い自動車の路線でございますが、バス事業者の経常損益と国庫補助対象経費の限度額45%との差額分を補助し、当該路線の維持存続を図るため、関係市町の路線距離に応じて負担をするというものでございます。今回、生活交通路線バス維持費補助金の増額で109万3,000円を計上させていただいております。この路線の全長は13.3キロございまして、そのうち笠松町は3.4キロがこの路線の中に入っているというようなことで、距離数に応じて負担をいたしております。

続いて2項の企画費、1目の企画総務費であります。こちらでは、かさまつ応援寄附金が当初よりも非常に多く寄せられたということで、今回、その寄附金を基金に積み立てる積立金を増額させていただいております。513万9,000円であります。

続いて25ページの3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費であります。こちらでは国民健康保険特別会計の増額補正に伴いまして、今回繰出金を1,242万4,000円増額させていただいております。また、同じく介護保険特別会計の増額補正に伴いまして、481万9,000円増額補正をさせていただいております。

続いて6目の福社会館費であります。こちらでも先ほど庁舎でお話ししました電力調達先を変更したために前期料金が不足するというので、福社会館でも26万5,000円増額させていただいております。そのほか下羽栗会館費でも同様な形で9万1,000円を増額させていただいております。

続いて26ページでございます。

3款の民生費のうち2目の保育所総務費であります。こちらでは第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所には、運営費の不足分に対しての運営補助金というものを交付しておりましたが、今回精算の結果、減額見込みになるということで2,192万6,000円を減額させていただきます。

もう1点、障がい児保育の特別の児童に対する補助事業でございますが、こちらは下羽栗保育所の障がい児童の増に伴いまして48万5,000円、障がい児保育支援事業補助金として計上させていただきます。

続いて4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。こちらでは特定不妊治療の対象者の増に伴いまして、治療費の助成金を140万円増額させていただきます。

続いて5目の環境衛生費であります。こちらでは緑町墓地、北及霊苑の墓地の余剰区画でございますが、この余剰区画が出たことによりまして、公募を実施いたしました。その結果、使用者が確定して使用料金がふえてきているということで、火葬場施設等整備基金積立金として、今回その使用料67万1,000円を増額して積立金に積むという予算でございます。

続いて27ページであります。

2項の清掃費、1目の塵芥処理費であります。現在、町が排出する不燃物、あるいは処理困難物につきましては、伊賀市内の一般廃棄物処理施設に新たに持ち込むこととなりました。この場合、環境保全負担金条例というものが伊賀市にございまして、市外から持ち込む場合には、それに対しての負担金が必要ということで、1トン当たり1,000円の規定がございます。それによって今回130トンの埋め立てごみを持っていっておりますので、13万円を負担金として増額させていただきます。

もう1点、レジ袋の有料化の還元基金の関係でございますが、ユニー株式会社から8万5,000円余の寄附がございましたので、その基金に積み立てるということで、積立金を増額いたしております。

続いて28ページであります。

こちらでは、また後ほどの補正予算でも説明しますが、下水道事業特別会計の減額補正に伴いまして、繰出金を今回3,460万8,000円減額させていただきます。

また、29ページの8款 消防費であります。1項の消防費、1目の非常備消防費でございますが、今年度に退職する消防団員の退職報償金の見込み増に伴いまして、今回57万9,000円を増額させていただきます。なお、財源は諸収入として消防団員等公務災害補償等共済基金のほうへ積み立てております額からの繰り入れでございます。

31ページでございます。

11款の諸支出金、2項の基金費、1目の財政調整基金費であります。こちらでは、今回の補

正に伴う余剰財源及び財政調整基金利子を同基金に積み立てるということで、251万6,000円を積立金として予算計上させていただきました。

続いて歳入であります、19ページをごらんください。

地方交付税につきましては、交付額の確定によりまして4,750万2,000円を増額させていただいております。

また、11款の分担金及び負担金であります。こちらはサッカー場整備に伴いまして、岐南町への取り付け道路、これに係る整備工事負担金について、今回157万2,000円増額をさせていただきました。

また、21ページから22ページにわたります14款 県支出金であります、そのうち岐阜県の市町村振興補助金の交付額が決定してまいりました。体育施設改修事業等の補助金、これは町民運動場の今の改修工事に対しての補助金として90万円、及びサッカー場周辺駐車場、これは勤労青少年の運動場の西側に今整備しております駐車場の整備費に対しての補助金で、300万円が増額になっております。

続いて17款の繰入金、23ページであります、こちらでは、当初予定をいたしておりました財政調整基金からの繰り入れについて、財源が確保できる見込みとなったことに伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを今回減額をするというもので、2億4,465万4,000円を減額するもので、この補正により同基金からの繰り入れがゼロになる見込みでございます。

続いて19款の諸収入であります、市町村振興協会から市町村交付金の交付決定に伴いまして、今回1,381万6,000円を増額するというものでございます。

もう1点は、サッカー場整備に対する岐阜県サッカー協会からの助成金交付決定が行われました。これを1,000万円増額させていただいております。

また、20款の町債であります。こちらでは2月の臨時会で本年度に前倒しして予算計上いたしました「地域の元気臨時交付金」の関係であります、笠松中学校屋内運動場改築事業に係る起債の充当率に変更になってまいりました。当初75%で見込んでおりましたが、100%可能になったということで、これに伴いまして9,730万円を増額する補正でございます。

一方、サッカー場の整備工事及び笠松町民運動場の照明灯の設備工事改修等々に係る契約差金が発生したことに伴いまして、起債借入額を今回減額させていただきました。1,230万円を減額するというものであります。

続いて、17ページの繰越明許費の補正でございます。

追加部分が道路整備調整事業、これは北及長池3号線の町道拡幅に係る用地取得費でございます。560万2,000円を翌年度に繰り越すというものでございます。理由といたしましては、用地買収の交渉に当たりまして、相続や住所変更に係る手続、または抵当権等の権利抹消、工作物の撤去、移転に係る補償交渉等に日数を要するということから、翌年度に繰り越して執行す

るというものでございます。おおむね7月末までに完了を予定いたしております。

もう1点の変更でございます。こちらは庁舎施設管理事業であります。先ほど歳出でも御説明いたしました庁舎の耐震補強工事と大規模改修工事、これをあわせて設計委託をするということで、これまで473万7,000円であったものを、大規模改修分を加えて922万2,000円に変更するというものであります。

なお、18ページの地方債の補正でございます。こちらでは、変更でございますが、限度額の変更を行うということで、まず町民運動場の照明施設改修事業では、当初1,550万円を見込んでおりましたが、先ほど説明したように工事差金等によって550万円減額をすると、1,000万円に変更するものであります。

また、笠松町サッカー場の整備事業については、当初5,570万円であったものが、こちらも680万円減額をして4,890万円とすると。

もう1点、笠松中学校屋内運動場改築事業につきましては、当初6億6,430万円でしたが、充当率の変更に伴いまして、今回9,730万円増額して7億6,160万円に変更するというものでございます。

続いて、議案の32ページから41ページにわたっております第9号議案 平成24年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は7,461万3,000円を増額する補正でございます。

歳出から主なものを順次御説明申し上げます。

まず議案の38ページでございます。

1款の総務費、こちらでは70歳から74歳の医療費自己負担額の2割負担の凍結措置の継続に伴いまして、高齢受給者証再交付に係る経費と、国保連合会のシステム変更に伴う総合行政情報システムの改修費用等々の増額で44万4,000円を計上させていただいております。

また、38ページから39ページにわたります2款の保険給付費であります。こちらでは療養給付費で1億1,070万1,000円増額、また高額療養費で2,059万4,000円の増額をする補正でございます。また、一方、出産育児一時金については、今回840万円減額をさせていただいております。

続いて、40ページから41ページにわたります7款 共同事業拠出金であります。

高額医療費共同事業における交付額が、各市町村からの拠出金額を大幅に下回り、余剰金が発生するというようなことから、拠出金額が減額決定をされました。それによりまして、高額医療費の拠出金897万8,000円を減額。また、保険財政共同安定化事業拠出金についても3,592万2,000円を減額するというものであります。

8款の保健事業費では、特定健診事業に係る関係でございますが、受診者の見込み減によって397万4,000円を今回減額いたします。

なお、歳入につきましては、国・県負担金及び補助金の変更申請等に係る交付額の変更、並びに療養給付費等交付金、あるいは前期高齢者の交付金、共同事業交付金等の額の確定に伴いまして、それぞれの所要の補正をさせていただいております。また、療養給付費等の交付金及び共同事業費の交付金の増額、また国民健康保険基金の繰り入れを減額するほか、一般会計繰入金の精算など、所要の補正も同時に行っております。

なお、今年度末の基金の残高は、これによりまして1億500万円ほどとなっております。

続いて、議案の42ページから43ページにわたります第10号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は1,086万2,000円を減額する補正でございます。

内容的には、歳出から御説明いたします。

45ページの歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料等負担金の減額見込みに伴いまして、負担金補助及び交付金の減額を今回させていただいております。

644万3,000円であります。

また、保健事業、ぎふ・すこやか健診でございますが、こちら受診者の減少見込みで、健診委託料として432万6,000円及び国保連合会への委託料9万3,000円の減額を予定いたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料の減額見込みによつての保険料の減額567万1,000円。ぎふ・すこやか健診に係る関係での委託金459万9,000円、これも減額。また、歳入歳出の確定等に伴う事務費繰入金についても373万4,000円を減額。並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴う繰入金の減額72万7,000円のほか、前年度繰越金を今回全て計上するという事で386万5,000円を増額させていただいております。

以上のような内容でございます。

続いて、議案の46ページから53ページにわたります第11号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

今回、補正額は3,833万4,000円を増額する補正でございます。

歳出から御説明いたします。

51ページから53ページにわたっておりますが、まず保険給付費の関係であります。在宅介護サービス等の給付費が不足を生ずるという見込みでございますので、そのための保険給付費を今回大きく増額いたします。3,895万5,000円を増額するものであります。

一方、歳入につきましては、49ページから51ページにわたっておりますが、国・県支出金及び支払基金交付金の交付額の決定に伴いまして所要の補正を行うというもので、国庫支出金におきましては320万円余の増、支払基金交付金についても810万円余の増、県支出金についても570万円余の増、一般会計からのルール分の繰り入れも480万円余の増でございます。

なお、介護給付費用の増額に伴いまして、それでも不足するものにつきましては、介護保険基金繰入金を増額するというところで、今回1,635万8,000円を増額させていただいておる、このような内容であります。

続いて、議案の54ページから60ページにわたります第12号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は8,056万9,000円を減額する補正でございます。

内容を御説明いたします。60ページの歳出、1款の総務費から順次御説明いたします。

まずこちらでは、排出量の減少に伴いまして、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金が減額になってきております。1,810万1,000円減額でございます。

2款の下水道費でございますが、こちらでは公共下水道設計等委託料の契約差金の減少で567万円を減額いたしております。また、国庫事業として当初見込んでおりましたが、国庫の予算の枠の関係で工事業が縮減をいたしました。これに伴いましての工事請負費の減額として5,237万5,000円を減額いたしております。また、支障移転箇所等の減に伴いまして、補償金の額370万5,000円を減額するというものであります。

なお、歳入につきましては58ページからでございますが、2款の国庫支出金、こちらは先ほど御説明したように、国の補助金の額の減少に伴いまして、当初見込みより2,350万円減額をさせていただいております。

また、3款の繰入金についても、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金の返還等による収入の増額及び歳出の減額に伴って、一般会計からの繰入金、今回3,460万8,000円を減額させていただいております。

また、前年度からの繰越金であります。今回、全額予算計上するというところで747万4,000円増額にさせていただきました。

59ページであります。5款の諸収入、こちらでは木曾川右岸流域下水道維持管理負担金の余剰金の精算に伴う返還金でございます。今回443万8,000円増額をさせていただいております。

もう1点、松波総合病院のM-TOWERの新築工事に伴いまして、社会医療法人蘇西厚生会に売却をいたしました公有用地、これは旧の道路でございますが、こちらの道路の中に埋設されております下水道管の残存価格、この価格分に対する補償金302万7,000円を今回受け入れるという形ので増額でございます。

なお、6款の町債については、国庫補助事業の縮減に伴いまして工事費が減額となったということで、今回3,740万円、公共下水道事業債を減額させていただいております。同様に57ページの地方債の補正でこのような変更をさせていただいております。

続いて、議案の61ページから62ページにわたります第13号議案 平成24年度笠松町水道事業会計補正予算についてであります。

補正予定額は176万3,000円でございます。

内容的には収益的支出、62ページでございますが、こちらでは、先ほど下水でお話ししたのと同じでございますが、松波総合病院での公有用地を売却した中に水道管が埋設されているということで、水道管に係る固定資産残存価格、こういうものの除却費の増額176万3,000円、当然収益的収入の中では、松波総合病院のほうから同額を補償金として受け入れておるといような補正でございます。

○議長（川島功士君） 提案理由の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案理由の続きを求めます。

間宮副町長。

○副町長（間宮 聡君） それでは午前中に引き続き、第14号からでございますが、御説明申し上げます。

第14号議案 平成25年度笠松町一般会計予算でございます。

本予算につきましては、先ほど町長からの平成25年第1回笠松町議会定例会提案説明要旨の中で、平成25年度位置づけ、当初予算編成の考え方、当初予算の規模として予算の概要について説明をさせていただきましたが、私からは歳入歳出の事業ごとの予算額など、お手元がございます一般会計予算に関する説明書によって説明をさせていただきます。

まず1ページをお開きください。

こちらは歳入歳出事項別明細書の総括の歳入、2ページ目は歳出でございますが、前年に比較して2億9,680万円増の総額64億9,380万円の予算となっております。

さきの臨時議会で約10億2,000万円余の増額補正を可決いただきましたが、国において「地域の元気臨時交付金」が創設されたことを受け、平成25年度に予定いたしておりました事業を前倒して計上したため、本来ならば、平成25年度予算は75億程度の過去にない規模の予算となるところでございました。

それでは順次、以下3ページから各款ごとの主なものについて説明をさせていただきます。

まず3ページ、歳入からでございます。

1款の町税、1項 町民税につきましては、個人・法人合わせまして12億1,670万円の予算でございます。昨年に比較して2,235万円減額する予算となっております。

まず1目の個人町民税でございますが、前年に比較して2,390万円減となります。こちらでは、均等割では昨年よりも40人ほど対象者がふえておりますが、所得割の部分で前年実績にま

だまだ景気の伸びが少ないということで、所得の伸びがないということで0.3%ほど減とした形で見込んでございます。

法人町民税では、前年に比較して155万円増、おおむね前年並みでございます。こちらのほうは均等割で法人数が昨年よりも24社減少しております。一方、法人税割では引き続き前年度分並みの経営内容でございまして、おおむね前年度並みの予算を計上させていただきました。

続いて2項 固定資産税であります。固定資産税は12億5,060万円、対前年320万円増という予算であります。おおむね前年並みでございます。こちらでは、土地に対するものは、宅地評価がえ下落修正等の影響によりまして1,130万円ほど減額になっております。一方、家屋については1,400万円ほど増、25年度に新規建設される建物は127棟ほど見込んでおります。償却資産についてはおおむね前年並みであります。

続いて4ページでございます。

4項の町たばこ税、1目 町たばこ税であります。こちらは1億4,990万1,000円の予算でございます。前年に比較して1,880万円増額になっております。増額の原因はたばこ税率の変更でございます。旧3級品では1,000本当たり350円引き上げ、旧3級品以外では1,000本当たり644円の引き上げというようなことで増額になっております。

続いて、4ページから5ページにわたります2款の地方譲与税であります。こちらは地方揮発油の譲与税と自動車重量譲与税、2つございますが、おおむね前年の実績で見込んでございます。

続いて、5ページから6ページにわたります3款 利子割交付金、4款、5款、6款、7款、こちらにつきましては、県の対前年の伸び率を参考に計上したものでございまして、おおむね前年に近いものがございます。

続いて7ページの地方特例交付金、また9款の地方交付税についても、24年度の実績で見込みをさせていただいております。地方特例交付金で1,240万円の減、地方交付税では2,300万円ほどの増で見込んでおります。

続いて、ページを送っていただき8ページでございます。

11款の分担金及び負担金、1項の負担金であります。トータル的に1億1,371万2,000円を計上しております。前年に比較して42万円の増で、おおむね前年どおりでございます。

なお、2目の民生費負担金では、老人福祉費負担金で、これは養護老人ホームの入所者が負担をする負担金でございますが、こちらは昨年では負担ができる方が9人見えたわけですが、本年度は7名で、2人減で一部減収になっております。

続いて12款、これは8ページから9ページにわたっております。使用料及び手数料の使用料であります。こちらもおおむね前年並みの予算を計上いたしておりますが、そのうち6目の教育使用料、こちらについては160万円ほどの減になっておりますが、笠中体育館の夜間開放

が改築中により日数の減、あるいはサッカー場の指定管理者等への切りかえ等々によって、一部使用料が減額になっております。

続いて10ページでございます。

13款の国庫支出金、1項の国庫負担金であります。こちらはトータル的に5億1,357万2,000円を予算計上しております。前年に比較して1,973万5,000円増額であります。

まず1目の民生費国庫負担金では、障害福祉費負担金で障害者の自立支援給付費負担金、国の負担率は2分の1ですが、こちらでは介護給付、あるいは訓練等給付が大きく伸びておりまして1,780万円ほどの増額になっております。

児童手当負担金については、昨年まで子供のための手当ということで制度、あるいは名称が変更になりました。こちらでは1,100万円ほどの減になっております。

続いて児童福祉費の負担金、こちらは保育所運営費負担金ですが、笠松保育園、第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所、ともに4施設とも負担が増になっておりまして、4所で1,070万円ほどの増でございます。

続いて2目の衛生費国庫負担金ですが、こちらは法の改正によりまして、県からの移譲事務でございます。新たに計上するものでありますが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を持って事業を実施するというので、こちらの事業内容は、未熟児の入院医療費等の給付費でございます。

続いて11ページの2項の国庫補助金であります。こちらではトータル的に1億478万1,000円で、前年に比較して3,414万7,000円増額となるものであります。

3目の土木費国庫補助金であります。こちらでは社会資本整備総合交付金を活用しての事業を見込んでおります。

まず1つ目は河川費の補助金で、これは下羽栗地内全体の排水路の改良工事に伴うものでありますが、現在計画しておるのは円城寺地内に雨水貯留施設を設置するというので、実施設計と用地取得費を見込んでおります。この2分の1が国庫の補助として5,700万円を計上いたしております。

もう1点は、北及の運動公園の改修事業でございます。こちらは今後、25年に着工して5カ年計画で都市公園として整備をするというもので、今回3,000万円を見込んでおります。

続いて12ページをお開きください。

14款の県支出金、1項の県負担金。こちらはトータル的に2億5,534万4,000円の予算計上で、昨年比べて2,007万6,000円の増額となっております。そのうち1目の民生費負担金であります。国庫負担金と同様に障害者自立支援給付費負担金、こちらが増額をしていると。また児童手当負担金については、逆に減少。児童福祉費の保育所運営負担金、こちらについても4所の合計でふえてきているというようなことで、一部増額になってきております。

2目の衛生費負担金についても、先ほど国庫で御説明したように、事務の移譲によって新たな事業として計上していくというものであります。

続いて、12ページから14ページにわたっております県補助金であります。県補助金のトータルのには1億3,400万2,000円の予算を計上させていただいております。前年に比較して792万5,000円増額になってきているというものであります。

そのうち、まず2目の民生費補助金であります。こちらでは前年に比べて2,867万ほど増額になっておりますが、そのうち福祉医療費補助金がございます。こちらは全体で1,700万円ほど増となっております。県では財政再建ということで、県の補助率をこれまで10分の4.5で0.5引き下げておりましたが、25年度からもとに戻るとということでの引き上げ分と、特に重度心身障害者の医療費について増額になってきている部分での補助額の増額でございます。

もう1点は、児童福祉費補助金のうち、延長保育推進事業補助金でございます。こちらにつきましては、これまで延長保育に係る保育士の時間外等々の加算分のみの補助でございましたが、今回補助要綱の見直しをし、その基礎額、そのために新たに保育士を雇ってもいいような形で、1所当たり400万円強増額になってきております。4所分でそれに近い額が増額になってきているというものであります。

続いて3目の衛生費補助金であります。こちらでは、妊婦健康診査公費負担拡充交付金が交付税算入の形で変更になってまいりましたので、多少減額になっております。同時に、昨年度子宮頸がんの関係で緊急臨時特例交付金というものがございます。それが今回廃止になったことによって1,300万円ほど、こちらの事業だけでも減額になっているというものであります。

続いて4目の農業費補助金であります。こちらでは、昨年度は年度途中で補正をさせていただきましたが、里地生態系保全支援事業補助金、ジャンボタニシの駆除のための県補助金がございます。50万6,000円を計上いたしました。人件費分であります。

もう1点は、県産材の利用促進事業補助金であります。こちらは建材を使うということに対する補助でございますが、事業は笠小のランドセル等を入れるロッカーの改修をするために充てるということで300万円を計上させていただいております。

続いて15ページでは、県の委託金、3項の委託金、2目の土木費委託金であります。こちらでは5年ごとに1度更新をするということで、県の都市計画の関係の基礎調査委託金が315万円ほど出ております。

続いて17ページであります。

17款 繰入金の2項 基金繰入金であります。こちらは本年度繰り入れる総額は5億8,905万2,000円で、前年に比較して3億1,849万1,000円増額いたしております。4基金から繰り入れをいたします。特に1目の財政調整基金からの繰り入れが大きく伸びております。今回4億8,000万円、前年に比較して3億9,000万円の増額になります。各種事業等の一般財源の不足額

をこれで充てるというものであります。

また、18款の繰越金につきましては、現状では1億円を見込みさせていただいております。続いて19ページでございます。

19款の諸収入のうちの5項の雑入であります。3目の雑入では、前年に比較して840万ほど減額になっておりますが、こちらは24年度町村会から臨時交付金がありました。町村会で積み立てていた剰余金を各町村に配分をしたというものであります。612万8,000円がございましたが、それがなくなったというものと、前年度はグアム島への中学生の研修がございました。その負担金150万円がここに上がっていたものがなくなったということでの減額であります。

続いて、めくっていただきまして20ページです。

20款の町債、1項の町債であります。25年度予定している町債は5億920万円でございます。対前年1,350万円減とするもので、そのうち1目の土木債、一般の起債でございます。こちらでは、まず円城寺地内で今考えております排水路の改良工事のうちの貯留槽関係、これに対する費用として5,120万円。また、北及の運動公園の改修事業にということで2,700万円を予定いたしております。それ以外は2目の臨時財政対策債で、今年度国の交付税に算入されるものであります。今回4億3,100万円を見込んでおります。

なお、この額につきましては、25年度内の財政状況等々によって、またその額が変更の可能性のあるというものでございます。

以上が歳入であります。

続いて、21ページからの歳出の説明をいたします。

まず全般的、各款にまたがる人件費についてでございます。

まず一般会計分といたしましては、これは2役を含んでおりますが、職員118人分を見込んでおります。前年に比較して4人減です。費用総額は8億7,411万4,000円、対前年2,524万2,000円を減額するものでございます。

また、そのほかの特別会計、事業会計等も含めまして、全会計分では、職員数は132人、前年に比べて4人減でございます。金額的には9億9,017万9,000円、こちらも前年に対して2,472万5,000円の減額になっております。

それでは順次、各款についての内容に入ります。

まず1款の議会費、1項の議会費、1目 議会費では、おおむね前年並みの予算でございますが、この定例会から始まります会議録の調製委託でございます。外部へ委託をするという関係で、こちらで75万ほど増額にしております。

また、議員さんの視察研修については、前年同様1人当たり10万円を予算計上いたしております。

続いて、ページをめくっていただきまして、22ページであります。

2 款の総務費、1 項の総務管理費、まず1 目の一般管理費であります。こちらでは大部分が  
人件費でございますが、それ以外の事業について少し御説明いたします。

まず新しい事業といたしまして、空き家等の適正管理事業の条例を制定いたします。4 月1  
日からこの事業をスタートするわけですが、そのための適正管理のための審議会の経費、ある  
いは適正管理代行工事請負費等を合わせて75万5,000円を新規で計上させていただいておりま  
す。

続いて25ページをお開きください。

こちらでは3 目の財産管理費、庁舎施設の管理事業の中で、今回庁舎の西にございます駐車  
場、現在碎石をまいただけの駐車場であります。こちらを舗装させていただきます。もう1  
点は、庁舎の高圧電源の設備が大変老朽化しているということで、今回更新をするための改修  
工事、合わせて830万円ほど予算計上をさせていただいております。

その他の施設改修では、小規模授産所でございます。こちらの建物のバリアフリー化を行う  
ということで、玄関部分とトイレ改修等を行うということで349万円ほど予算計上いたしてお  
ります。

続いて26ページをお開きください。

6 目の防災対策費であります。こちらでは、防災備品の管理事業として備蓄品等を購入する  
ということで、今年度より新規の備蓄品を購入する予定であります。大型乾パン、あるいは発  
電用の燃料とか避難所のマット、サーチライト、あるいは原発で問題になっております放射線  
の関係で、放射線量の測定器等を購入するという予定でございます。また、防災行政無線の管  
理事業では、同報系無線、子局が今後デジタル化をするというようなことで、これに係る移行  
伝搬調査設計等の委託で430万円ほど計上いたしております。

また、一般家庭に貸与しております防災行政無線機、戸別受信機であります。予備として  
500台を購入するため390万円余を予算計上いたしております。

続いて28ページをお開きください。

8 目の諸費であります。こちらでは、町内会助成の中で地区の集会場の改修補助金を予算計  
上いたしております。北門間地内の公民館改修のために74万円を計上しております。それから  
定住促進事業といたしましては、25年度では97件ほど予定をいたしておりますが、これまでの  
累計でいきますと290件分を見込み、1,771万円ほど予算計上いたしました。

続いて29ページ、2 項 企画費であります。1 目の企画総務費、こちらではかさまつ応援事  
業に係る予算でございますが、前年度大変大きく件数が伸びてきているというようなこと  
から、今回、前年に比べて90万円余増額とさせていただくということで123万6,000円を計上  
いたしております。

また、ふらっと笠松の運営事業でございますが、24年度まで正規の職員が当たっておりまし

たが、定年を迎えるということで、今後は嘱託職員で対応するということで、一部人件費をここに計上してございます。

31ページをお開きください。

3目の安全対策費であります。こちらでは、笠松駅周辺の駐輪禁止区域に禁止標示が道路にございますが、大変見にくくなってきているということで、今回その更新をする関係での29万8,000円を計上させていただいております。

続いて33ページでございます。

3項の徴税費、2目の賦課徴収費であります。こちらでは、軽車両、いわゆる原付二輪車のナンバープレートでございます。御当地ナンバーを今回導入したいということで、500枚ほど予定をいたしております。新規であります。46万円余予算計上をさせていただきました。

また、34ページでございますが、こちらでは4項 戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費であります。住基ネットワークシステム事業として、システムの更新を行うということで、前年に比べて200万円ほど増額になっております。

また、戸籍事務事業では、戸籍の副本データの管理システム、これも新規でございます。委託料として419万3,000円を計上させていただいております。

続いて38ページをお開きください。

3款の民生費でございます。1項 社会福祉費、1目の社会福祉総務費であります。前年に比較して5,204万円増額になっております。

まず特別会計の繰り出し負担でございますが、国民健康保険、あるいは介護保険関係で、前年に比較して2,594万2,000円余増額になってきております。また、社会福祉法人笠松町社会福祉協議会につきましても、それぞれ部門における職員のプロパー化を図っていった充実をしたいということで、今回470万円ほど増額になってきております。

また、同じく社会福祉法人笠松町地域振興公社の補助事業でございますが、こちらは、これまで本部職員・事務職員につきましては各保育所に配置をして、運営措置費で人件費に充てていたというようなことでございますが、県の指導によりまして、できるだけ公社自体積立金を持っていないということで、いざというときに困るから、そういうものを積むべきだというような指導がございました。そのようなことから、事務職員を本部に全て引き揚げて、運営措置費については保育所だけの経費に充てるということで、余裕分は今後保育所の運営資金として積み立てていくというような方向に切りかえる関係で、今回、これは本部の公社の運営補助金でございますが、1,400万円ほど増額をしております。

続いて40ページであります。

3目の老人福祉費であります。こちらは養護老人ホームの措置負担金でございます。こちらで前年度12人のところを今年度は13人で1人増員となっております。負担金が増額になって

おります。

また、敬老福祉事業につきましては、引き続き敬老会、敬老の集いを実施するとともに、敬老祝金についても引き続き実施をします。今年度は561人が対象になっております。また、100歳の長寿者の褒章についても同様でございます、予定が6人でございます。

それから、在宅老人の福祉事務として、高齢者いきいき住宅改善助成事業補助金でございます。これは前年度何度も補正をさせていただき、ふえてきているというようなことで、今年度は実績等を考慮しながら予算を多少多目に組ませていただき、350万円を計上いたしました。また、シルバー人材センターについては、今期初めてでございますが、事務局の充実のために今回96万円を新たに計上させていただくということで、補助金が継続するかどうか、今後の状況によって変わってきますが、現時点では単年度ということで考えております。

続いて、41ページの4目の障害福祉費であります。42ページにもわたっておりますが、こちらでは障害児・者施設運営事業として、まず養護訓練、地域振興公社が行っておりますことばの教室の運営事業費、こちらで補助が増額になっておりますが、昨年まで主たるプロパーの指導員が育児休業に入っておりました。そのため人件費分については大分低くなっているということで補助金が下がっておったわけですが、この4月から復帰をします。そのようなことで、もとに戻るわけで、一部増額になっております。

続いて障害者自立支援給付業であります。これは国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するというもので、先ほど歳入でもお話ししましたが、給付費のうち介護給付費、訓練等の給付費が大きく伸びてきているということで今回増額になってきております。

続いて42ページでございます。

5目の福祉医療費であります。こちら昨年と比較して1,364万円増額になっておりますが、主な要因は重度心身障害者医療費助成事業でございます。対象者は718人でありまして、予算的には昨年に比べて1,380万円ほど増額になっております。

続いて45ページをお開きください。

こちらは2項の児童福祉費であります。1目の児童措置費、こちらは昨年までの子供のための手当が、今回児童手当というものにまた戻った関係でございますが、こちらでは1,590万円ほど減額になっております。対象者の人数減と受給者の所得制限等の関係で一部減額になってきております。

続いて2目の保育所総務費であります。こちらでは前年に比べて1,679万円ほど増額になっております。まず、保育所・保育園の運営負担金であります。4所で子供たちの数が約22人ほど増員になってくるという予定で、こちらでは2,531万円ほど増額になっております。

続いて障がい児保育支援事業であります。対象者が24年度は10人を見込んでおりましたが、ふえてきているということで、今年度は20人を見込んでおります。1,570万円ほど増額になっ

てきております。

また、延長保育支援事業につきましては、先ほど歳入のときにお話ししましたように、補助要綱を県に準じて改正をいたしました結果、基礎額も25年度から支給をするということで1,600万円ほど増額になっております。

続いて46ページでございます。

3目の児童館費であります。こちらでは施設の管理事業のうち、地震等でガラスが破損する、あるいは子供がぶつかって破損するということを防止するために飛散防止フィルムを今回張らせていただきます。また、室内遊技場の中での卓球台等の教材購入等々を合わせて、前年に比較して30万ほど増額にさせていただいております。

続いて、47ページの4目 子育て支援推進費であります。こちらでは子育て支援講座開催事業の中で、親子で楽しむピクニックコンサートを開催する予定でございます。こちらは県の交響楽団創立60周年記念として感謝公演を行ってもらえるというようなことで、12月22日日曜日に総合会館で開催をするということでございます。それに係る費用等を今回計上させていただいております。

また、子供・子育て支援事業計画策定事業として、今年度、計画策定に向けたアンケート調査を実施するというので、委託料として170万円ほど計上させていただいております。

また、現在、子育て支援センターは第一保育所内の一角にございまして、支援センターを利用する子供たちが保育所の遊具を利用して遊んでいるというような状況の中で、保育所自体の遊具が大変老朽化していることで、25年度に更新をされます。それにあわせて、支援センターも活用しているということで、これに対する負担金ということで4分の3負担をするための予算計上をいたしております。90万円ほど計上させていただきました。

続いて49ページでございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費であります。こちらでは、参考までに特定不妊治療助成金でございますが、今年度は検査で10人、治療で15人を見込んでおります。なお、これまでの経過を見てみますと、21年からでございますが、検査では実績30人が受診された。治療では79人が治療されて、そのうち7人出生がありました。7人お生まれになったということでございます。

もう1つ、養育医療費給付事業でございますが、こちらは先ほど歳入でもお話ししましたように新規、県からの移譲事務でございますが、今年度より町の事業となるというもので、221万7,000円を計上いたしております。未熟児の養育医療費の助成でございます。

続いて52ページでございます。

5目の環境衛生費、こちらでは、今回墓地の管理運営事業のうち緑町墓地でございます。雨が大量に降ると墓地内の通路が水浸しになるというような排水の悪い状況になってきていると

ということで、今回、排水路を新設する工事を行うということで214万円ほど予算計上いたしております。

もう1点は新規の事業であります、住宅用の太陽光発電システム設置整備等に係る助成金制度であります。今年度は20件分を計上いたしました。1件当たりの上限は9万円、その内容は1キロワット3万円を助成するというので、おおむね3キロワットまでの上限として予算計上させていただきました。180万円を計上しました。

続いて54ページを見てください。

2項の清掃費であります。1目の塵芥処理費、こちらはおおむね事業の内容は前年と変わっておりませんが、岐阜羽島衛生施設組合の負担金が減額になってきているということで3,724万円ほど減額になっております。こちらは通常の維持管理費の減と、また次期焼却施設の建設費が多少減になってきていると。事前での費用でございますが、そういうものが減ってきているということでの減額でございます。

また、55ページから56ページにわたります2目のし尿処理費であります、こちらも同じく岐阜羽島衛生施設組合の負担金であります、今回、施設が一部老朽化をしているということで、施設改修を行うための負担金増506万円ほど増額になってきております。

続いて57ページ、5款の農林水産業費、1目の農業費、3目の農業振興費であります。こちらでは生産調整の促進事業でございます。25年度の生産数量目標達成については422トンで、生産調整面積では43ヘクタールでございます。

もう1点、歳入でもお話ししましたように岐阜県里地生態系保全支援事業として、当初予算では新規でございますが、賃金として90万6,000円を計上させていただいております。

続いて農地費であります。57ページから58ページにわたりますが、農業用排水施設管理事業では、かんがい排水事業1,122万円ほど予算計上いたしております。これは管内の排水路の改良工事の負担金、また羽島市内を流れる逆川流域の排水事業に対する負担金等でございます。

また、羽島用水パイプライン関係でございますと、国営附帯県営農地防災事業羽島地区負担金で507万円ほど予算計上いたしました。工事は羽島市の足近・正木地内で行われます。

もう1点の地域用水環境整備事業羽島用水地区負担金、こちらは西幹線分の負担金でございますが、650万円を計上しております。

続いて59ページ、6款の商工費、1項の商工費、2目の商工業振興費であります。こちらでは商工会に対する補助金のうち、今回内容的に少し変わった部分がございます。青年部の50周年記念が25年度に迎えるということで、それに対する助成50万円を加算、また地域ブランド推進に対する事業も行うということで50万円、このような事業内の新規のものがございます。

もう1点は、産業振興支援事業でございます。これまでの3カ年の計21件分を今回1,300万円計上させていただいております。

続いて61ページであります。

7 款の土木費、2 項の道路橋梁費、2 目の道路新設改良費であります。町道拡幅要綱に伴う事業であります、これは前年からの引き継ぎで北及長池3号線、運動公園の北側の道路の拡幅工事を予定いたしております。また、北及田代2号線、これは松枝小学校のプールの西側でございますが、現在学校と道路の境にフェンスがございますが、今回フェンスを取って道路を整備するということで予定をいたしております。そのような関係での予算が計上してございます。

また、道路新設改良事業では、まず箇所づけ3カ所でございます。舗装改良等になりますが、緑町地内1件、田代地内1件、門間地内1件で1,400万円ほどの予算でございます。

また、パイプラインの上部利用工事、歩道、あるいは生活車両が通る道路としての整備をするため、分水工から南に480メートルを予定いたしております。5,565万円の予算でございます。

また、トンボ公園からピアゴへおりの坂路でございます。米野坂路改良事業計画の策定委託料として538万9,000円を予算計上いたしました。

続いて62ページであります。

3 項の河川費、1 目の河川維持費であります。こちらは下羽栗地内の排水路の改良に伴う事業でございます、こちらは河川維持の関係で円城寺と西金池の自動排水ポンプ、この関係の修繕工事を見込んでおります。460万円ほどの予定でございます。

その下でございます2目の河川新設改良費、こちらのほうでは円城寺地内で予定している雨水の貯留施設のための実施設計と用地買収で、設計では3,586万円ほど、用地買収では7,769万円ほど予算を見込んでおります。

続いて63ページでございます。

4 項の都市計画費、1 目の都市計画総務費であります、こちらは歳入でもお話ししましたように、5年ごとに更新をされる県の都市計画に伴う調査委託料が800万ほど予算計上させていただきます。

続いて65ページであります、2目の公園費であります。今年度はサイクリングロードの整備事業として、中継点の拠点の基本計画策定業務を委託しようということで309万円ほど予算計上いたしております。また、サイクリングロードの実施設計の業務委託、延長280メートルの委託480万円。また、工事につきましては、22号線から蘇岸築堤公園までの約540メートルほどの工事を予定いたしております。620万円ほど予算計上いたしました。

また、北及地内の運動公園については都市公園化をするということで、今後5年間をかけて工事を進めていくということで、今年度は6,300万円を予算計上させていただきました。

続いて66ページであります。

8 款の消防費、1 項の消防費、2 目の消防施設費であります。こちらでは消防水利整備計画

がございまして、今年度、残りがまだ5カ所あるわけですが、前倒しして全て行うという考え方で506万円ほど予算計上させていただいております。

続いて次の67ページで、3目の水防費であります。こちらでは木曾川右岸地帯水防事務組合負担金が予算計上されておりますが、前年よりも100万円ほど増額になっております。こちらは、まず組合の設立50周年記念の式典を行うということで、それに係る費用と、今木曾川右岸には15団の水防団がございまして、それぞれ発電機を貸与して活用しておるわけですが、大変老朽化をしました。そのために今回全ての団の発電機を更新するという考えと、また灯光器についても一部破損等をしておりますので補充をしていくというようなことで、今回トータル的に100万円ほど負担金が増額になっております。

続いて9款の教育費、1項の教育総務費、1目の教育総務費であります。こちらでは前年と同様な事業でございまして、学校心の教室相談員設置事業であります。これまで2年間、国庫補助を受けての事業でございましたが、補助が廃止になりました。引き続き町の単独事業として継続をしていくということで、ここに賃金等予算計上をさせていただいております。

続いて68ページ、2項の小学校費であります。1目の学校管理費、そのうち小学校の教育学習支援事業、笠松小学校に今年度障がい児が入学をされるということで、その対応としてのアシスタント1名を増員したいということで、人件費分を増額させていただいております。

それから、各小学校ごとの25年度の一部改修工事について少し御説明いたします。

まず笠松小学校につきましては、歳入でもお話ししましたように、県産材を活用してのロッカーを設置すると。現在、廊下に設置してある収納棚を各教室の後ろ側に設置し直すというものと、掲示板等の張りかえ工事、あるいは学校の中、教室と職員室を結ぶ校内電話、この改修工事を見込んでおります。

松枝小学校では、フェンスの改修工事、南体育館の南側の部分の県道沿いのフェンスを改修するというものであります。

下羽栗小学校では、学校内の放送設備の改修工事及び各教室をつなぐインターホンの改修、音楽室の床の張りかえ等々を現在見込んでおります。

続いて71ページ、教育振興費であります。こちらでは、情報教育ネットワーク事業として情報処理技術者派遣等委託料、これはOSのグレードアップを図るために、笠小と松枝小のパソコン教室のコンピューターを対象に委託をいたします。

続いて3項の中学校費、これは74ページでございまして、2目の教育振興費であります。こちらでも先ほど小学校でお話ししましたように、OSのアップグレードのための委託料を見込んでおります。

また、3目の学校建設費、こちらでは笠松中学校の新屋内運動場の中の建設事業の一環でございまして、建築、電気、機械については24年度に前倒しして実施しますが、こちらは管理用の

機具、備品を購入する事業であります。今回1,900万円ほど予算化をいたしております。そのうち体育館では1,293万円、机、椅子、演台、卓球台等々を見込んでおります。

続いて75ページです。

4項の学校給食センター費、1目の学校給食センター総務費であります。こちらは臨時職員の人件費の引き上げの関係で一部予算が増額になっております。

現在、調理員が全て臨時職員で対応いたしております。これらの賃金が周辺の給食センターの賃金に比べて低いということでなかなか人が集まりにくい状況でございます。今回、5年未満の者については、時間給830円を890円に60円引き上げ、5年以上の経験の者に対しては、890円を970円に80円の引き上げをするというもので、一部賃金の予算が増額になってきております。

続いて78ページであります。

5項の社会教育費、2目の公民館費であります。こちらでは一部公民館の中の改修を考えております。1つは非常灯の設備工事であります。老朽化した建築当時から触っていない部分でございますが、それに係る工事として780万円ほどの増額。また、防火防煙シャッターの取りかえで280万円ほどございます。それ以外に、現在設置してある洋式トイレの便座部分を暖房ウォシュレットに切りかえていくというようなものを見込んでおります。

下羽栗会館についても同様、2階の女性トイレを和式から洋式に切りかえ、暖房ウォシュレットに切りかえる。また、歴史民俗資料館についても洋式のトイレの便座部分の改修を計画するというところであります。

続いて6項の保健体育費、83ページになりますが、2目の体育施設費であります。こちらでは運動場の管理運営事業として、町民運動場の南側にあります専用駐車場がございまして、その土どめが傾いてきているというようなことで、それを整備したいということで1,000万円ほど予算計上しております。

また、現在サッカー場の整備に伴いまして、勤労青少年運動場の西側に駐車場を整備いたしております。この駐車場は今年度内に設置できますが、そこに抜けるための通路については現状のままでございます。この通路の改修工事として885万6,000円を予算計上いたしました。来年度早々に駐車場への通路改修を行います。

また、町民運動場の改修工事、これはグラウンド改修と残るもの全てであります。最終年になりますが、4,770万円ほど見込んでおります。

また、緑地公園内のテニスコートでございます。A面が非常に継ぎはぎの状態になっております。今回計画的に毎年1面ずつ改修をするということで、25年度はA面の全面張りかえを行うということで840万円を予算として見込んでおります。

なお、それ以外多目的運動場、現在整備しているサッカー場の関係でございまして、指定管

理者制度を導入するということで、それに係る費用1,400万円ほども予算計上いたしております。

続いて85ページであります。

10款の公債費、1項の公債費であります。今年度、公債費はトータルで5億993万9,000円でございます。前年に比較して1億226万3,000円増額になっております。この25年度の予算では、新たに起債を起こす額が5億920万円でございます。これは臨時財政対策債も含んでございますが、そのうち今回元金として返済する分4億1,599万6,000円、この分を差し引きますと9,320万4,000円になります。この額が起債の残高の中で元本分としてまたふえるという状況でございます。

以上が歳入歳出状況でございます。

最後に、一般会計予算書の薄いほうを見ていただきます。

そちらには9ページに第2表として債務負担行為、10ページには第3表として地方債について掲げてあります。表のような形で決めましたので、あわせて御了承をお願いしたいと思います。

以上が一般会計でございます。

以下、これより特別会計及び事業会計につきましては予算書に沿うのではなくて、全体概要で御説明を申し上げますので、御了承をお願いしたいと思います。

○議長（川島功士君） 提案説明の途中ですが、2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時50分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案理由の続きをお願いいたします。

間宮副町長。

○副町長（間宮 聡君） それでは、休憩前に引き続き第15号議案から御説明いたします。

第15号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計予算でございます。

本予算は歳入歳出総額26億3,249万3,000円、対前年に比較して1億4,095万9,000円増の予算となっております。

予算編成に当たりましては、一般被保険者で6,072人、対前年1.1%減、退職被保険者で346人、対前年8.2%減の被保険者数を基礎に算定をさせていただいております。

歳出では、前年度実績額を勘案しながら、療養諸費が1億2,699万3,000円の増額となる16億4,708万円余、高額療養費が2,596万2,000円の増額となります1億9,049万円余の予算計上でございます。

歳入では、税収入で歳出総額からルールでございます国・県の支出金、交付金、繰入金などを差し引いた残りが保険税の収納必要額として7億1,161万円を計上いたしました。こちらは前年に比較して2,130万円余の減額の予算となっております。

一方、先ほど平成24年度の補正予算にも触れましたが、国保基金の年度末の残額につきましては1億500万円余りとなります。今後も国保運営は非常に厳しい状況が続きますが、税率改正につきましては、5月の税率試算時に次年度への繰越金の状況、あるいは基金の積み立てをする金額等々を含めて検討して、税率改正を行うか行わないか、この辺も含めながら検討する所存でございます。

続いて、第16号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は歳入歳出総額2億1,527万3,000円の予算となりました。

予算編成に当たりましては、本医療制度の対象者2,567人を基礎に算定いたしております。

歳入では、25年度の保険料率、こちらは24年度、前年度と変わらず所得割で7.83%、均等割で4万670円でございます。なお、後期高齢者医療広域連合が推計した笠松町分の保険料の収納率、これは99%でございます。

歳出では、広域連合納付金1億9,780万5,000円で、これが予算の91.9%を占めると、このような内容の予算でございます。

続いて、第17号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計予算であります。

本会計予算は、歳入歳出総額15億3,646万3,000円でございます。対前年5,680万円の増額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、平成24年度からの第5期介護保険事業計画期間となっております関係から、本年度においてもこの計画に基づいたものといたしております。

第1号被保険者を対前年131人増の5,527人と推計し、保険給付につきましては14億5,800万1,000円、対前年5,697万9,000円の増と推計して予算計上いたしております。

保険料につきましては、24年度までにおいて積み立てられた基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制いたしまして、基準額を対前年度と同じ5万7,000円として予算計上をいたしております。

続きまして、第18号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計予算であります。

本予算につきましては、歳入歳出総額9億3,953万9,000円で、対前年度1,646万1,000円の減額となりました。

予算の編成に当たりましては、変更事業認可に伴い事業機関である平成27年度までに当認可区域の整備完了を目標に、公共下水道事業費については2億2,025万6,000円を計上いたしております。

平成24年度末の整備完了予定面積は454.6ヘクタールで、当年度には約13.3ヘクタールの整

備を計画しており、これにより25年度末の整備面積は467.9ヘクタール、整備率では町全体では68.5%、対認可区域では83.9%となる予定でございます。

本年度の主な工事等につきましては、下羽栗処理分区の円城寺地内で延長2,388メートルの整備、また金池・円城寺処理分区においては、若葉・円城寺地内等で延長1,252メートルの実設計の委託を予定いたしております。

公債費は、対前年度288万3,000円増の4億8,987万6,000円で、予算総額の52.1%を占めております。

なお、歳入関係につきましても、本年度本予算での下水道使用戸数については5,140戸を見込み、使用料につきましては、平成24年第4回笠松町議会定例会で議決されました改定下水道使用料で算定をし、対前年度4,052万5,000円増の2億2,753万3,000円を、また一般会計からの繰入金につきましては、対前年度3,911万8,000円減の5億670万4,000円を計上いたしております。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進を図り、より一層の効率化及び健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

続いて、第19号議案 平成25年度笠松町水道事業会計予算であります。

本予算の編成に当たりましては、平成19年度に策定をいたしました水道事業計画、これは平成20年度から29年度までのものでございますが、この計画について水道事業を取り巻く環境の変化に伴い、平成25年度から5カ年の財政収支や施設等の整備、更新計画の見直しを行っております。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、対前年度193万9,000円減の2億2,130万2,000円を計上し、給水収益、これは使用料でございますが、この使用料においては、平成24年度の決算見込みを勘案いたしまして、給水戸数8,279戸として、対前年595万7,000円減の2億222万2,000円を見込みました。

水道料金の収納につきましては、収納率の向上を目指し、悪質な滞納者につきましては、引き続き厳格な給水停止を実施し、利用者の負担の公平を図れるように努めてまいりたいと考えております。

資本的支出の予定額につきましては、対前年度2億3,430万円増の3億5,048万1,000円を計上し、建設改良費では対前年2億5,127万6,000円増の3億3,437万8,000円を計上いたしました。

これは、平成29年度に予定いたしておりました第4水源地の施設改良を、主要機器が法定耐用年数を経過し、故障等により修理が必要な際には、製造元からの機器部品の取り寄せが難しくなっているということから、水道施設の中では第4水源地の施設能力は高く、施設の停止が発生すると水需要者への多大なる影響が発生するということが考えられ、この平成25年、26年の2カ年にわたって改良工事を前倒するという考え方で計画をいたしております。25年

度では、この施設改良に2億5,466万2,000円を計上いたしました。

また、配水施設、給水施設での主な改良事業は、円城寺地内での下水道工事と、同町での布設や布設がえ工事及び耐震補強工事などを予定して、配水施設では5,802万6,000円、給水施設では2,000万8,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入では、第4水源地施設改良に伴う企業債の借り入れを1億円、下水道工事に伴う支障移転関係で686万2,000円を計上いたしております。

今後とも引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安全で安心な水道事業の継続に向けた経営に努めていきたい、このように考えております。以上であります。

○議長（川島功士君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第3号議案 笠松町多目的運動場条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほど、この指定管理者、いわゆる2つの運動場だけをサッカー協会に指定管理者としてということですが、基本的にサッカー場を使っただけということ言えば便利かなとも思いますけれども、ここに係る運営管理などの、先ほどの説明の中で1,400万円ぐらいは町として見越されているようですが、これはこの年度に限ってなのか、今後管理する上で町からの経費として考えられているのか。また、それには人件費も入っているのかどうか、お尋ねします。

○議長（川島功士君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） サッカー場の指定管理者の関係でございますが、指定管理者であそこの運営管理をしていただくということで提案をさせていただいておるわけですが、先ほど1,400万円ほどの運営管理料というのは、天然芝につきましては、芝刈りとか散水の関係、それから肥料の関係、そういったものの維持管理がございますし、それからあと夜間ナイターの照明をします。そうしますと、そういうナイターの発電機の稼働とか、入れたり切ったり、そういった管理人、これはもちろん人件費が必要でございますので、指定管理者になるところがその人を採用していただいて管理をしていただくと。

それからあと、料金収入がございますね。せんだっての全協でもお話をさせていただいたように、まだ実績がございませんので、これは1年間やりまして精算をしたいなど。指定管理者の収支を見まして、入りとか全部見まして、それで最終精算をしていきたいなど。それで今後1,400万円かかるかどうかというのは、ことし25年度、一応実績を見まして変わってくるかな

ということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そういう点では、運営管理の経費、それからそれに伴う人件費も含めて指定管理者に全て任せていくと、そういう形での条例についての運用になると、そういうふうに考えていいですか。

○議長（川島功士君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） 今、議員さんがおっしゃられたように、そういったものを含めて指定管理者にお願いをしていくということでございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明3月6日から3月11日までの6日間は議案精読のための休会とし、3月12日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、明3月6日から3月11日までの6日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（川島功士君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時08分